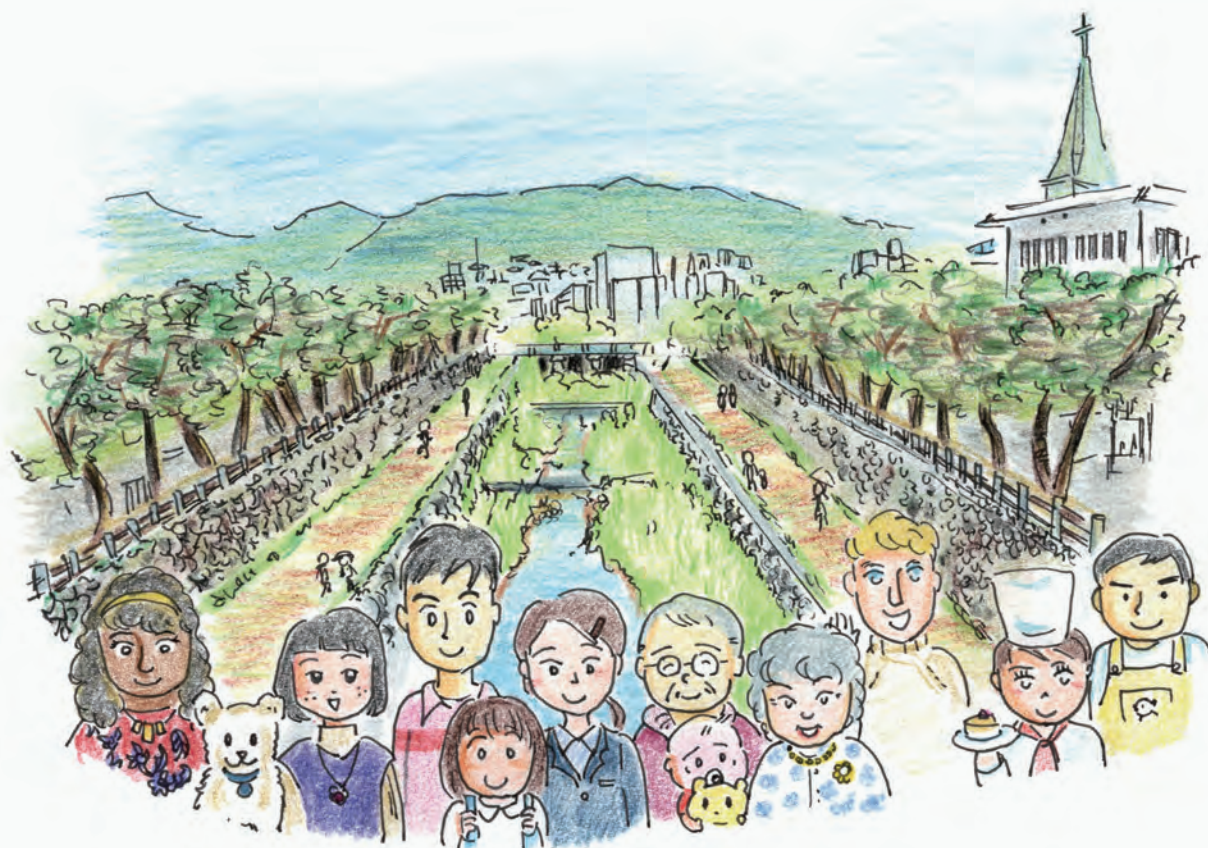


概要版

第4次芦屋市男女共同参画行動計画

ウィザース・プラン



平成30年(2018年)3月

芦屋市

❖ 策定の背景と趣旨

国では、男女共同参画社会の実現は21世紀における最重要課題と位置付けるとともに、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を制定するなど女性の活躍を推進しています。

芦屋市においても、数次にわたる「芦屋市男女共同参画行動計画ウィザス・プラン」の策定及び平成21年に制定した「芦屋市男女共同参画推進条例」に基づき「男女共同参画社会の実現」に向けた施策に取り組んできました。

残された課題の解決と人口減少社会においても活力ある社会を維持するためには、男女の平等が実現され、性別や年齢にかかわらず誰もが活躍できる社会をつくる必要があります。

本計画では、市民一人ひとりがその人らしく、生き生きと暮らせるまちを目指し、市民・団体・事業者等の皆さまをはじめ、様々な関係機関等との連携・協働の下、男女共同参画に関する施策の推進を図ります。

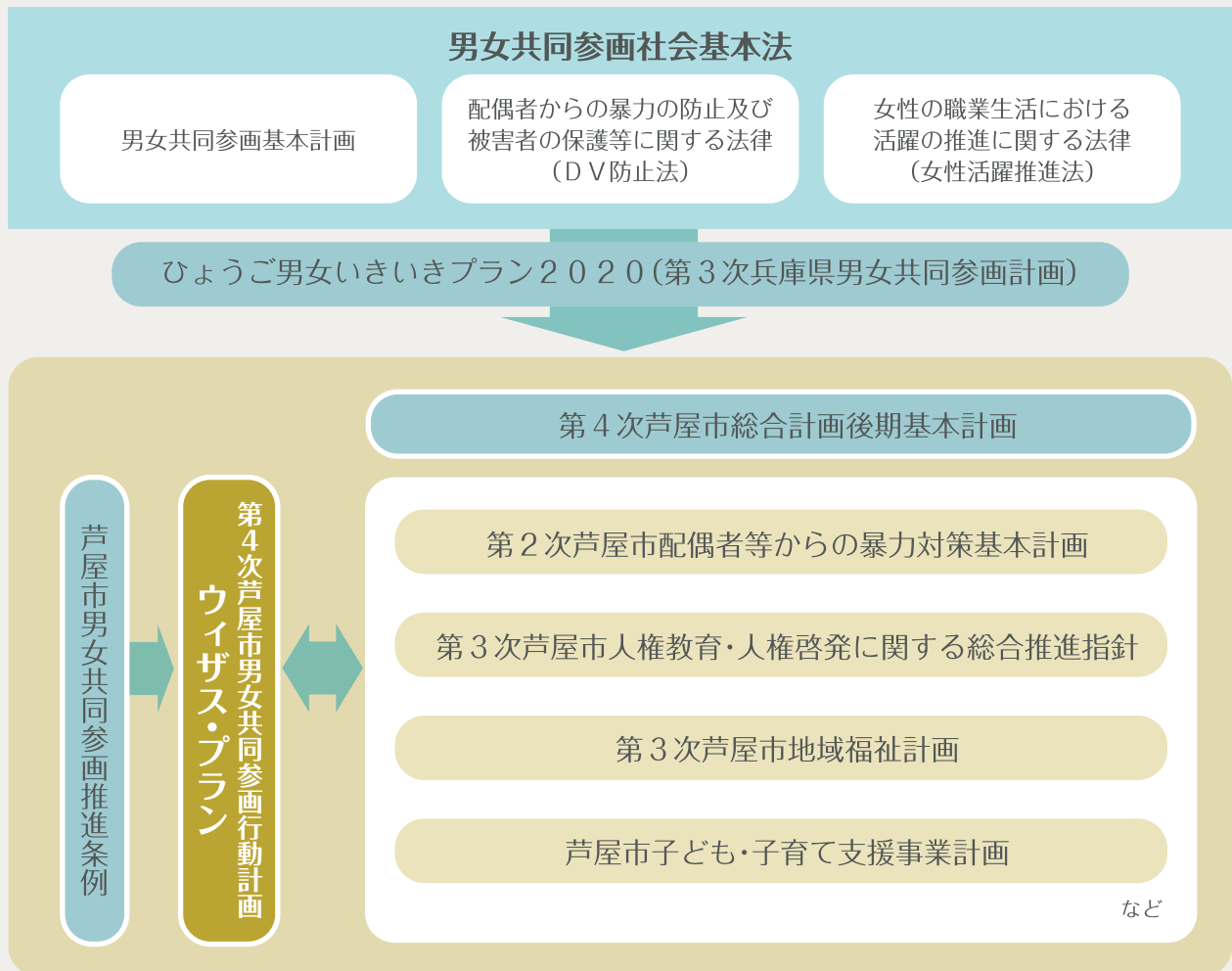
❖ 計画の基本理念

「芦屋市男女共同参画推進条例」第3条に掲げる6つの基本理念を本計画の基本理念とします。

- (1)男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が直接的又は間接的であるかを問わず、性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されることを旨とすること。
- (2)男女が、性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会の様々な制度又は慣行によってその活動が制限されることなく、自らの意思において多様な生き方を選択することができるように配慮すること。
- (3)男女が、社会の対等な構成員として、様々な政策又は方針の立案及び決定に、共同して参画する機会が確保されること。
- (4)家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動と職場、学校、地域その他の社会生活における活動を両立して行うことができるようにすること。
- (5)男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際的な理解と協調の下に行われること。
- (6)男女が、互いの性を尊重するとともに、その身体についての理解を深め、生涯にわたり共に健康な生活を営むことができるように配慮すること。

❖ 計画の位置付け

本計画は、「第4次芦屋市男女共同参画行動計画ウィザス・プラン」と称し、社会のあらゆる分野で男女共同参画を推進していくために、本市が取り組むべき施策の基本的な方向を示します。



❖ 計画の期間

平成30年(2018年)4月から平成35年(2023年)3月までの5年間を計画期間とします。

❖ 計画の特徴

- (1) 多様な場面での男女共同参画を推進するため、仕組みづくりとして社会・地域・家庭における男女共同参画の推進を掲げました。
- (2) 阪神・淡路大震災を経験した自治体として、経験を忘れず、教訓を生かすため、災害時に助け合える体制づくりを掲げました。
- (3) 第2次芦屋市女性活躍推進計画を基本目標5・6に位置付けました。

男女共同参画社会とは

芦屋市男女共同参画推進条例においては、男女共同参画を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべきことをいう。」と、規定しています。

基本目標

基本課題

1 **意識づくり**
男女共同参画社会の
実現に向けた意識づくり

- (1) 男女共同参画推進に向けた広報・啓発の充実
- (2) 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

2 **仕組みづくり**
男女共同参画社会実現の
ための仕組みづくり

- (1) 社会・地域・家庭における男女共同参画の推進
- (2) 災害時に助け合える体制づくり

3 **環境整備**
ひとりひとりが尊重される
環境の整備

- (1) それぞれのライフステージに合った健康づくり
- (2) 暴力やハラスメントを防ぎ、
個人の尊厳を守る環境整備

4 **体制と拠点の充実**
市民や男女共同参画を
推進する団体との
協働と支援

- (1) 推進体制の強化
- (2) 男女共同参画センターの充実
- (3) 市民や男女共同参画を推進する
団体との協働と支援

5 全ての女性の活躍を推進
【第2次芦屋市女性活躍推進計画】

- (1) 女性が望む活躍のための支援
- (2) 政策・方針決定過程への女性の参画

6 仕事と生活の両立
【第2次芦屋市女性活躍推進計画】

- (1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）
の促進
- (2) 子育てや介護を男女共に支える環境の整備

※基本目標5と6は、【第2次芦屋市女性活躍推進計画】と位置付けます。

※基本目標3基本課題（2）に関連する、配偶者等からの暴力対策に関する施策等は【第2次芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画】に策定します。

基本目標 1

意識づくり

男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

基本課題1 男女共同参画推進に向けた 広報・啓発の充実

男女共同参画が、子どもから高齢者に至る幅広い世代にいきわたり、浸透するように、それぞれの世代に効果的な方法を用いて、分かりやすい広報や親しみやすい啓発事業・講座を充実します。



基本課題2 男女共同参画の視点に立った 教育・学習の充実

家庭教育、学校教育、社会教育において、男女相互の理解と協力の重要性や、性別にかかわらず多様な生き方を選択できる、男女共同参画の視点を育めるよう、教育の充実と学習機会の提供を進めます。

基本目標 2

仕組みづくり

男女共同参画社会実現のための仕組みづくり

基本課題1 社会・地域・家庭における 男女共同参画の推進

自治会・NPO・ボランティア活動、家事・子育て・介護、就労の場等において、一人ひとりがその人らしく活躍できるような仕組みの構築や支援、情報提供等の取組を進めます。



基本課題2 災害時に助け合える体制づくり

地域防災に関わる計画や避難所運営管理等において、女性の参画を推進し、男女共同参画の視点を持って災害に備える取組を行うとともに、立場の異なる市民どうしが課題の違いを認識し助け合えるよう、防災活動を推進します。

基本目標 3

環境整備

ひとりひとりが尊重される環境の整備

基本課題1 それぞれのライフステージに合った健康づくり

男女がお互いの身体に対して正しい情報と理解を持ち、思いやれるよう、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)」の概念の周知など生涯にわたる男女の健康づくりを支援します。



基本課題2 暴力やハラスメントを防ぎ、個人の尊厳を守る環境整備

女性に対する暴力の背景となる女性差別・軽視の意識を解消するとともに、暴力を容認しない意識の深化、暴力根絶のための基盤づくりを強化します。また、相談機関の情報提供や、相談しやすい体制整備等の取組を進めます。

基本目標 4

体制と拠点の充実

市民や男女共同参画を推進する団体との協働と支援

基本課題1 推進体制の強化

「芦屋市男女共同参画推進条例」の基本理念にのっとり、全庁的な推進体制の下で、男女共同参画施策の推進について更なる充実を図ります。また、男女共同参画推進審議会において施策の進捗状況を報告、審議し、その結果を公表します。



基本課題2 男女共同参画センターの充実

団体交流スペースに加えて、新たに個人交流スペースを設ける等、市のみでなく市民自らが気づき、行動することができるきっかけづくりに努めます。より多くの市民が集い活動できる場としての男女共同参画センターの充実を図ります。

基本課題3 市民や男女共同参画を推進する団体との協働と支援

センターに登録をした男女共同参画を推進する団体と協働で開催する「ウイザスあしやフェスタ」継続や市民企画講座の募集・支援等、市民・男女共同参画団体・市が共に取り組む、環境整備を進めます。



基本目標 5 全ての女性の活躍を推進

【第2次芦屋市女性活躍推進計画】

基本課題1 女性が望む活躍のための支援

「女性活躍推進会議」の幅広い意見等を尊重しながら、就労をはじめ様々な分野で活躍する女性を応援する事業等を行い、全ての女性が自らの意志によって、個々の能力を發揮し、自らの希望をかなえ、生き生きとした生き方ができるまちを目指します。



基本課題2 政策・方針決定過程への女性の参画

誰もが暮らしやすい社会をつくるために、方針決定過程へ多様な人の意見を取り入れられるよう、女性の参画を推進するとともに、性別や年齢、社会的な立場等にかかわらず、責任を分かち合いながら互いを認め合うことの重要性や効果の啓発を進めます。

基本目標 6 仕事と生活の両立

【第2次芦屋市女性活躍推進計画】

基本課題1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進

働き方の見直しや、固定的な役割分担意識を払拭することで、誰もがやりがいや充実感を持ちながら就労、家事、育児、地域活動等の人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現を促進します。



基本課題2 子育てや介護を男女共に支える環境の整備

仕事と子育てや介護の両立を希望する人がそれを実現できるよう、地域はもとより社会全体で支える意識、環境づくりを進めます。

❖ 数値目標（抜粋）

基本目標 1 **意識づくり** 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

具体的施策	内容	項目	現状	目標
			(平成28年度)	(平成34年度)
男女共同参画センター通信ウィザスによる啓発	芦屋市独自の記事を掲載したセンター通信ウィザスを季刊誌として発行・配架	センター通信ウィザスの認知度	21.0% (市民意識調査)	40%以上
男女共同参画推進条例の周知	講座や事業実施時に周知するとともに、概要版を市内施設に配架	芦屋市男女共同参画推進条例の認知度	36.7% (市民意識調査)	50%以上

基本目標 2 **仕組みづくり** 男女共同参画社会実現のための仕組みづくり

具体的施策	内容	項目	現状	目標
			(平成28年度)	(平成34年度)
事業・講座への参加による家庭での男女共同参画の推進	家族で参加しやすい土日開催事業を実施	事業・講座への参加者数	1,227人	1,500人

基本目標 3 **環境整備** ひとりひとりが尊重される環境の整備

具体的施策	内容	項目	現状	目標
			(平成28年度)	(平成34年度)
性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)に関する啓発	健康講座において性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)に関する啓発を実施	「性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)」の言葉の認知度	3.1% (市民意識調査)	10%

基本目標 4 **体制と拠点の充実** 市民や男女共同参画を推進する団体との協働と支援

具体的施策	内容	項目	現状	目標
			(平成28年度)	(平成34年度)
男女共同参画に関する情報提供の充実	男女共同参画図書コーナーの貸出し資料の充実	図書貸出し冊数	90冊	180冊

基本目標 5 **全ての女性の活躍を推進【第2次芦屋市女性活躍推進計画】**

具体的施策	内容	項目	現状	目標
			(平成28年度)	(平成34年度)
女性職員の管理職等への積極的登用	職務遂行能力、適性等を総合的に判断した職員の適正な配置	市の管理職等に占める女性職員の割合	管理的地位 (課長級以上) 29.3% 部長級以上 9.4%	管理的地位 (課長級以上) 35%以上 部長級以上 12%以上

基本目標 6 **仕事と生活の両立【第2次芦屋市女性活躍推進計画】**

具体的施策	内容	項目	現状	目標
			(平成28年度)	(平成34年度)
芦屋市女性職員の活躍推進に向けた行動計画(特定事業主行動計画)の実践	市男性職員への育児休業や出産補助休暇、介護休暇の取得促進	男性の育児に関する休暇取得率	出産補助休暇 90.6% 育児参加休暇 53.1% 育児休業 6.1%	出産補助休暇 95%以上 育児参加休暇 60%以上 育児休業 10%以上